

地方独立行政法人大牟田市立病院中期計画

地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人大牟田市立病院中期目標（以下「中期目標」という。）で示されたとおり、急性期医療を担う地域における中核病院として、今後も地域において必要な質の高い医療を継続して提供していくために、機動性、柔軟性、効率性を発揮し、公共性及び経済性を両立させ得る健全経営を維持していかなければならない。

ここに、法人の基本理念として、「良質で高度な医療を提供し、住民に愛される病院を目指す」ものと定め、その行動指針は次のとおりとする。

- 急性期医療を担う地域における中核病院として、地域医療の水準の維持向上を図る。
- 地域の他の医療機関で担うことが困難な高度で専門的な医療を提供する。
- 地域医療連携の推進と役割分担により、地域完結型医療の実現に寄与する。
- 医学・医療技術の研修・研さんに努める。
- 健全経営を維持し、安定した経営基盤を構築する。

こうした観点に基づき、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）及び地方独立行政法人大牟田市立病院定款（平成22年3月26日認可。以下「定款」という。）の趣旨にのっとり、中期目標を達成するため地方独立行政法人大牟田市立病院中期計画を次のとおり定める。

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置

1 良質で高度な医療の提供

(1) 患者本位の医療の実践（重点）

① インフォームド・コンセントの充実

患者や家族が診療内容を適切に理解し、納得した上で診療方法を選択できるように、十分な事前説明を行い、相談しやすい体制の充実を図る。

② 相談支援体制の充実

他の医療機関の患者やその家族が、病状や治療法について、その主治医以外の医師の助言等を求められた場合に適切に対応するなど、相談支援体制の充実を図る。

中期目標で示されている重点項目

項目
患者満足度の更なる向上

関連指標

項目	平成20年度実績
がんに関する相談件数	138件
新規入院患者数	7,100人
紹介状持参患者数	8,944人
外来初診患者数	16,005人

※ 関連指標について

中期目標で示されている各項目に関連する取組みや指標について掲げている。以下同じ。

(2) 安心安全な医療の提供

① 医療安全対策の実施

患者等の医療や病院に勤務する職員に関する安全の確保のため、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、医療安全対策の徹底に努める。

② 院内感染防止策の実施

標準的予防策を徹底し、インフルエンザ等の各種の感染症に対し、万全の体制を構築し、患者等の安全や病院に勤務する職員の健康を確保するとともに、感染源や感染経路に応じた対応策を講じることにより、院内感染の防止に努める。

関連指標

項目	平成20年度実績
院内研修会の開催数 (医療安全に関するもの)	2回
院外研修会への参加回数 (医療安全に関するもの)	8回
学会への参加回数 (医療安全に関するもの)	2回

(3) 高度で専門的な医療の提供

① 高度で専門的な医療の充実

高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、医療スタッフの専門資格取得の促進を図ることにより、治療技術の向上を図る。

また、がん診療については、手術、放射線治療、化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療を行うほか、脳卒中治療や内視鏡による治療等、高度で専門的な医療を提供する。

② 臨床研究及び治験の推進

良質で高度な医療の提供のため、臨床研究及び治験にも積極的に取り組み、医学の発展に貢献するとともに、新しい治療方法等の医療に関する情報発信を行う。

③ 診療機能の見直し

大牟田市立病院（以下「市立病院」という。）は急性期医療を担う地域における中核病院として、入院治療を必要とする患者や外来においても紹介患者を中心に医療サービスを提

供していくため、より専門性の高い分野への診療機能の見直しを必要に応じて検討する。

その際、地域の他の医療機関との診療機能の役割分担の下、精密な検査や手厚い治療が必要な患者に医療資源を集中して投下していく。急性期を脱した患者については、積極的に他の医療機関への逆紹介を行う。

関連指標

項目	平成20年度実績
手術件数 (手術室施行分)	2,256件
放射線治療数 (延べ回数)	2,516件
化学療法件数	1,836件

(4) 法令の遵守

① 法令・行動規範等の遵守

公立病院にふさわしい倫理観を持ち、法令等を遵守することはもとより、内部規定を定め、医療倫理及び行動規範を確立する。

② 診療情報等の適正管理

診療録等の個人の診療情報については、適正に管理するとともに、大牟田市個人情報保護条例（平成14年大牟田市条例第22号）及び診療録管理規程に基づき、患者及びその家族等への情報開示を適切に行う。

また、その他の個人情報の保護及び情報公開については、大牟田市個人情報保護条例及び大牟田市情報公開条例（平成15年大牟田市条例第37号）に基づき、適切に対応する。

関連指標

項目	平成20年度実績
倫理研修会の参加人数	69人

2 診療機能を充実する取組み

(1) がん診療の取組み（重点）

地域において質の高いがん診療を提供し続けるために、「地域がん診療連携拠点病院」として、がん診療の専門スタッフの育成を図りつつ、がんに関する相談体制、手術や化学療法及び放射線治療の効果的な組合せと複数診療科の連携によるがん診療体制及び緩和ケア体制を充実させ、一体的ながん診療体制を構築するとともに、がんに関する地域の医療従事者を対象とした研修会等への参画や住民に対する普及啓発活動等を積極的に推進する等の取組みにより、地域のがん診療の水準の維持向上を図る。

中期目標で示されている重点項目

項目	目標値
地域がん診療連携拠点病院の認定更新	更新（平成25年度）

関連指標

項目	平成20年度実績
がん手術件数 （前掲の手術件数の内数）	328件
放射線治療数（再掲）	2,516件
化学療法件数（再掲）	1,836件

(2) 救急医療の取組み

地域住民の救急医療へのニーズにこたえるため、24時間365日救急医療の提供を行う。また、医療スタッフのレベルアップ並びに医療機器の充実等を図ることにより、救急受入体制の充実を図る。特に、急性心筋梗塞や脳卒中など緊急かつ重篤な患者の受入れについては、平成25年度までに体制を強化できるよう最大限の努力を行う。

更に、救急専門の医師の確保を旨すとともに、救急の機能充実のため将来の整備計画を策定する。

なお、市立病院で対応が困難な3次救急については、久留米大学病院や聖マリア病院等の救命救急センターと緊密に連携し、必要な処置を行い、搬送等により、迅速かつ適切な対応を行う。

救急救命士の気管挿管実習の受入れや救急隊との症例検討会あるいはICLS（心停止蘇生トレーニング）研修などの開催により、地域の救急医療水準の向上を図る。

関連指標

項目	平成20年度実績
救急車搬送患者数	2,099人

(3) 母子医療の取組み

産科医療においては、地域の産婦人科医との連携を推進するため、セミオープンシステム等の導入について検討を行うとともに、総合周産期母子医療センター等と連携を密にすることにより、安心して子どもを産める環境づくりに努める。

また、助産師外来を充実させ、産科医と助産師の役割分担を行うことで、産科医の勤務環境を改善するとともに、助産師が妊娠初期から分娩・産じょくまでかかわり、安心できる環境を構築し、院内助産の充実を図る。

小児医療においては、地域医師会と共同で行う平日夜間小児輪番制事業の継続に貢献し、夜間における小児救急ニーズに対応するとともに、2次救急及び入院医療を中心に地域の中核病院としての役割を果たす。

3 地域医療連携の取組み

(1) 地域医療の支援（重点）

① 地域医療の支援と「地域医療支援病院」の承認

急性期医療を担う地域における中核病院としての使命と役割を果たすため、他の医療機関との医療機器や病床の共同利用や地域の医療従事者を対象とした研修会等への参画を推進するとともに、他の医療機関からの紹介患者数の比率（紹介率）40パーセント以上、他の医療機関への紹介患者数の比率（逆紹介率）60パーセント以上を維持する等の取組みにより、「地域医療支援病院」の承認を受ける。

中期目標で示されている重点項目

項目	目標値
地域医療支援病院の承認	平成25年度までの承認
紹介率	40%以上
逆紹介率	60%以上

(2) 地域完結型医療の実現

① 地域医療機関との役割と機能の分担

救命救急センターが行う3次救急医療の提供については、引き続き、久留米大学病院や聖マリア病院等の救命救急センターと連携を密に図ることにより、対応していくこととし、2次及び2.5次までの救急医療について地域で完結できるよう、地域の医療機関と役割分担を行い、連携を図る。

また、地域の医師会との連携を密にし、急性期から回復期まで切れ目のない継続的な治療が受けられるよう、地域連携パス等の作成にも取り組む。

第2 予算、収支計画及び資金計画

地域において必要な質の高い医療を継続して提供していくための病院経営に当たっては、法及び定款の趣旨にのっとるとともに、中期目標で示されたとおり、公共性及び経済性を両立させ得る健全経営を維持していかななければならない。

安定した経営基盤を構築するため、市の運営費負担金の負担と、法人の自主的、自律的な業務運営により、市立病院の地域における役割と責任を果たす。意思決定が迅速となることや柔軟な人事給与制度の構築、民間的経営手法の導入等の地方独立行政法人制度の特長を最大限に発揮し、効率的、効果的な業務運営により、収益の確保と費用の節減に取り組むとともに、引き続き月次決算や原価計算等の経営分析を的確かつ迅速に行う病院経営により、単年度収支の黒字と中期目標期間中の経常収支比率105パーセントを目指す。

また、経営管理体制の確立のため、理事会及び事務部門等の体制を整備し、組織内の意思決定過程を明確にするとともに、組織内における権限委譲や役割分担により効率的、効果的な管理運営体制を構築する。さらにBSC（バランストスコアカード）手法により、組織全体がビジョンを共有した上で各部門が行動計画を作成し目標達成に向けて取り組み、定期的な進ちょく管理を行うことにより、PDCAサイクルを確立する。

中期目標で示されている重点項目

項目
単年度収支の黒字を目指す

経常収支比率 100パーセント超の堅持

関連指標

項目	平成20年度実績
経常収支比率	102.2%
病床利用率	85.7%
職員給与費比率 (対医業収益)	48.2%
材料費比率 (対医業収益)	19.6%
医業収支比率	104.9%
平均在院日数	13.8日
入院単価	39,450円
外来単価	9,207円

1 予算(平成22年度から平成25年度まで)

(単位 百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	29,548
医業収益	27,274
運営費負担金収益	2,221
その他営業収益	54
営業外収益	1,182
運営費負担金収益	948
その他営業外収益	234

資本収入	0
長期借入金	0
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	30,730
支出	
営業費用	25,194
医業費用	24,487
給与費	13,508
材料費	5,655
経費	5,215
研究研修費	109
一般管理費	707
営業外費用	1,402
資本支出	4,042
建設改良費	1,500
償還金	2,480
その他の資本支出	62
その他の支出	0
計	30,638

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

[人件費の見積り]

総額 14,182 百万円を支出する。この額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

[運営費負担金の見積り]

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に準じ算定した額とする。

また、長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（平成22年度から平成25年度まで）

（単位 百万円）

区 分	金 額
収益の部	30,837
営業収益	29,644
医業収益	27,241
運営費負担金収益	2,221
補助金等収益	54
資産見返補助金戻入	128
営業外収益	1,171
運営費負担金収益	948
その他営業外収益	223
臨時利益	23
費用の部	30,413
営業費用	27,588
医業費用	26,875
給与費	13,508
材料費	5,386
経費	5,562
減価償却費	2,315
研究研修費	103
一般管理費	713
営業外費用	1,402
臨時損失	1,423
純利益	424
目的積立金取崩額	0
総利益	424

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

[退職給付引当金について]

地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）第2章第3節第36の規定に基づき、引き当てておくべき退職給付引当金の額は、2,210百万円である。

ただし、地方独立行政法人への移行前に負債に計上していた退職給付引当金の額が、上記の額を下回っており、その差額を一時に処理することが経営成績に関する期間比較を損ない期間損益をゆがめるおそれがあるため、法人が本来引き当てておくべき額との差額については、毎事業年度、臨時損失に計上し、引き当てるものとする。

3 資金計画（平成22年度から平成25年度まで）

（単位 百万円）

区 分	金 額
資金収入	33,230
業務活動による収入	30,730
診療業務による収入	27,274
運営費負担金による収入	3,169
その他の業務活動による収入	288
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
長期借入れによる収入	0
その他の財務活動による収入	0
市からの繰越金	2,500
資金支出	33,230
業務活動による支出	26,596
給与費支出	14,182
材料費支出	5,655
その他の業務活動による支出	6,759

投資活動による支出	1,500
有形固定資産の取得による支出	1,500
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	2,542
長期借入金の返済による支出	0
移行前地方債償還債務の償還による支出	2,480
その他の財務活動による支出	62
次期中期目標の期間への繰越金	2,592

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとる措置

1 人材の確保と育成

(1) 病院スタッフの確保(重点)

① 医師の確保

急性期医療を担う地域における中核病院として、良質で高度な医療を提供し、地域医療の水準の維持向上を図るため、関係機関等との人事交流や研修を通じた連携の強化や教育研修制度の充実、就労環境の向上に取り組むことに加えて、公募等による採用制度の検討により、人材確保機能を強化し、優秀な医師の確保に努める。

また、専門医や研修指導医等の資格取得に励むとともに、臨床研修プログラムの充実等により、研修医にとっても魅力ある教育研修機関として、その積極的な受入れに努める。

② 看護師の確保

患者や家族に接する機会が最も多い看護師が、急性期医療を担う地域における中核病院として、良質で高度な医療を提供し、住民に愛される病院を目指すために果たす役割は大きい。引き続き、質の高い看護を提供するために、教育研修制度の充実、就労環境の向上に取り組むことにより、人材確保機能を強化し、優秀な看護師の確保に努める。

こうした取組みにより、7対1看護体制を確立する。

③ 医療技術職等の確保

医師、看護師に限らず、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、臨床工学技士等の医療技術職や管理栄養士、医療ソーシャルワーカー、診療情報管理士等の専門職についても、病院機能の向上を図る観点から、人材の確保に努める。

④ 事務部門の専門性の向上

経営管理機能の強化のため、法人職員を段階的に採用するとともに、実践的な研修の実施により、専門性の向上に計画的に取り組む。なお、採用に当たっては、病院運営や医療事務等に精通した人材の確保に努める。

⑤ 院内託児の検討

子どもを産みやすく、育てやすい環境づくりの一助とするため、また、育児のために医療現場から離れざるを得ない場合においても働きやすい環境を整備するため、院内託児について、人材確保の観点から検討する。

中期目標で示されている重点項目

項目	目標値
7対1看護体制の確立	平成22年度中の確立

(2) 研修制度の整備

① 教育研修制度の整備

職務、職責に応じた実効性のある教育研修制度を体系化し、良質で高度な医療を提供するために必要な高度で専門的な資格や技能の取得を促進し得る教育研修制度を整備する。

② 高度で専門的な資格や技能の取得の支援

専門医や認定看護師、専門技師を始めとした高度で専門的な資格や技能の取得など病院運営に必要と認めるものについ

ては、短期長期、院内院外、国内国外の別なく、研修等の受講が可能となる環境づくりに努める。

③ 教育・研修の場の提供

教育、研修については、職員のみに限らず、関係団体や関係機関等から実習生等を受け入れ、教育、研修の場を提供することで地域医療における研修・研さんの場としての役割を果たす。

(3) 待遇の向上

① 待遇研修等の実施

教育研修制度の中で待遇にも重点を置くとともに、委託業者の職員等も含む市立病院に勤務する全ての者が参加可能となる実践的な待遇研修等の実施とその実践により、待遇の向上を図る。

関連指標

項目	平成20年度実績
待遇に関する研修会の参加人数	104人

2 効率的、効果的な業務運営の実施

(1) 柔軟で適正な人事給与制度の構築（重点）

職員の採用や配置、その処遇や就労環境の向上等については、地方独立行政法人制度の特長を最大限に発揮し、効率的、効果的に取り組むことで、意思決定過程を迅速にするとともに、次の観点に基づき、柔軟な運用が可能となる機動的な法人独自の人事給与制度を確立する。

① 職員採用の基準

新卒、既卒の別なく、医療に携わる者としての意欲を持った人材の確保について臨機応変の処置をとる。

高度で専門的な知識や技能、経験を有する優秀な人材を確保するため、従来の受験資格や受験年齢にとらわれない職員採用制度を構築する。

② 柔軟な職員配置

限られた人的資源を有効に活用するため、効率的、効果的な業務運営を行うとともに、適材適所、時宜にかなった職員配置を行う。

③ 教育研修の支援

人材育成の観点に立った教育研修制度を構築することはもとより、長期の受講が必要となる研修等へも積極的に参加することができる職場環境づくりに努めるとともに、その支援制度について検討する。

④ 新人事給与制度の確立

現在の年功的人事給与制度を見直し、職員の成果や能力の客観的かつ具体的な評価に基づき、昇任や昇格、給与に反映させることができる新たな人事給与制度を構築、施行し、必要に応じて適宜見直しを行う。

また、コスト意識や経営感覚の醸成を図るとともに、病院の業績や個人の評価が給与に適正に反映されることにより、職員の努力や成果が適正に評価され、働きがいを実感できる仕組みづくりを導入する。

なお、経営の安定化を図るため、医業収益に対する職員給与費を勘案するなど、病院業績に連動した人事給与制度の構築を目指す。

⑤ 就労環境の向上

仕事と生活の調和の観点からも、多種多様な雇用形態や勤務時間、勤務日数の制度化に加えて、超過勤務時間の縮減や計画的な勤務ローテーション制度等の適正な労務管理の下、働きやすい職場環境の充実に努める。

⑥ 職員再雇用制度の検討

定年を迎えた職員について、長年培われてきた知識、能力を活用し、病院の業務運営に資するとともに、高年齢者の雇用の確保を図るため、再雇用制度を導入する。

⑦ 派遣職員の段階的なプロパー化

市からの派遣職員については、法人職員採用計画の下、段階的に法人職員と入れ替える。なお、これについては、ノウハウ等の承継に十分配慮しつつ計画的に実施する。

中期目標で示されている重点項目

項目	目標値
独自の人事給与制度の導入	平成23年4月導入を目指す

(2) 院内協働の推進

① 院内協働の精神に基づいた業務運営

委託業者の職員等も含む市立病院に勤務する全ての者が、協働の精神の下、基本理念等を共有し、相互に補完し合う中で業務運営に取り組む。

(3) 病院機能評価の活用

① 病院機能評価の認定更新

平成25年末に予定する財団法人日本医療機能評価機構による「病院機能評価」の最新バージョンでの認定更新に取り組むことにより、第三者による専門的かつ学術的見地に基づいた医療の質の維持向上を図る。

② 業務改善の取組み

「病院機能評価」における評価項目等に基づいた業務改善に恒常的に取り組み、患者サービスの向上を図るとともに、効率的、効果的な業務運営を行う。

関連指標

項目	平成20年度実績
病院機能評価の認定更新	Ver. 5 認定（更新）

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

1,000百万円とする。

2 想定される短期借入金の発生理由

予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応や賞与の支給等一時的な資金不足への対応を想定している。

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの計画なし

第6 剰余金の使途

計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、長期借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

第7 料金に関する事項

1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 患者の診療に伴う診療料等は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）及び保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示

第496号)により算定した額とする。

(2) (1)の規定にかかわらず、特に費用を要するもの及び(1)の規定により難しいものは、実費相当額若しくは理事長が別に定める額又はその契約に定めるところによる。この場合において、理事長は、公共性・経済性の観点から総合的に勘案して定めるものとする。

(3) (1)及び(2)に定める診療料等の納入については、これを後納とする。

(4) 既に納めた診療料等については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 料金の減免又は徴収の猶予

理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより診療料等の減免又は徴収の猶予をすることができる。

第8 地方独立行政法人大牟田市立病院の業務運営等に関する規則 (平成22年大牟田市規則第39号)第4条に定める事項

1 施設及び設備に関する計画(平成22年度から平成25年度まで)

施設及び設備の内容	予定額
病院施設・設備の整備	総額 100百万円
医療機器等の整備・更新	総額 1,400百万円

(注)金額については見込みである。

2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画 なし

3 その他法人の業務運営に関する特に重要な事項

(1) 災害等への対応（重点）

災害時には災害拠点病院としての役割を果たすとともに、公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、市長の求めに応じ、市、関係機関及び関係団体と連携して迅速かつ適切な対応をとる。

(2) 保健医療情報の提供

保健医療に関する高度で専門的な知識を公開講座の実施やホームページ等により情報発信し、普及啓発活動を実施する。